

内閣府男女共同参画局任期付職員の募集について

内閣府男女共同参画局では、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」（平成12年法律第125号）に基づき、以下の官職の募集を行います。

1. 採用予定官職

職名 内閣府事務官（男女共同参画局男女間暴力対策課暴力対策専門職）（予定）

2. 職務内容

男女共同参画局は、男女共同参画社会の形成の促進を図ることを所掌としており、政府全体の基本的な政策の企画立案・総合調整や、施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（男女共同参画基本計画）の策定・推進などを業務としている。その中でも、女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、その予防と被害からの回復のための取組を推進し、暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であり、国としての責務である。男女間暴力対策課においては、配偶者からの暴力をはじめとする男女共同参画社会の形成を阻害する暴力の防止及び被害者の保護に関する事務の企画立案・実施を業務としている。

現在、男女間暴力対策課では、女性に対する暴力の根絶に向けた取組として、広報啓発、地方公共団体等の職務関係者に対する研修や情報提供、女性に対する暴力に係る調査研究等の業務を実施しているところである。

今回募集する職員は、男女間暴力対策課暴力対策専門職として、関係省庁、地方公共団体、関係団体等と連絡調整を行いつつ、配偶者からの暴力に関する施策の推進のための業務に従事することとなる。具体的には、内閣府が設置する相談窓口である「DV相談プラス」事業及びその調査分析事業、配偶者暴力加害者への対応に係る業務、研修の企画等を主に担当する。あわせて、男女共同参画会議暴力に関する専門調査会の運営や担当業務に係る国会対応（主意書や国会議員等への対応を含む。）、予算要求・執行に係る業務等も行う。

3. 募集人員

1名

4. 応募要件

- （1）大学卒業以上の学歴を有する方。
- （2）女性に対する暴力に関する高度な専門知識を有し、相談業務や講義等の実務経験を持つこと。
- （3）プロジェクトの運営や調査業務に従事した経験が、概ね7年以上あること。
- （4）男女共同参画に関して、学問上又は業務上の経験などを通じて、一定の知見を有すること。
- （5）業務に必要なパソコン（ワード、エクセル、パワーポイント等）のスキルを十分に有すること。
- （6）採用予定期間（令和9年1月1日から令和10年12月31日まで）にわたり、

継続して勤務が可能なこと。

【注】上記(2)～(4)の基準については、すべての要件を厳密に満たす必要があるというものではなく、要件を少し満たさない項目が一部にある場合であっても、他の項目で優れた経験・能力等が認められる場合には、総合的に判断を行う。

5. 応募資格

次のいずれかに該当する者は、応募できません。

(1) 日本国籍を有しない者

(2) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の規定により、国家公務員となることができない者

- ・ 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

6. 採用形態

「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」第3条第2項に基づき常勤の国家公務員として採用。

7. 給与

国家公務員の給与規定（「一般職の職員の給与に関する法律」等）により決定。

8. 身分・服務

「国家公務員法」を適用

9. 雇用期間

令和9年1月1日から令和10年12月31日まで（予定）

採用から6か月間は、試用期間とし、条件付き採用期間とする。

任期更新の場合あり。

10. 勤務時間・休暇

勤務時間：原則として、午前9時30分から午後6時15分

（土・日・休日を除く。必要に応じ、超過勤務あり。）

休暇：年次休暇20日（年の途中で新たに職員となった場合には、その年の在職期間に応じて決定。翌年に繰り越し可能。）、特別休暇（3日間の夏季休暇を含む。）、病気休暇、介護休暇

11. 勤務地

内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課

（東京都千代田区永田町1-6-1）

1 2. 応募方法

< 提出書類 >

(1) 履歴書

- ・市販の用紙で可。電子的に作成した履歴書の印刷物も可。
- ・写真を必ず添付すること。
- ・応募要件に合致する資格等があれば、記入すること。

(2) 志望理由書 (A 4 横書き 1, 2 0 0 字以内)

(3) 業務経歴書

- ・これまで従事した業務の内容を具体的に記述したもの。
- ・様式自由。A 4 横書き。
- ・特にこれまで業務に関する経験及びその職務において得た知見、成果等を重点的に記述し、4. 応募要件に掲げた事項のうち (2) から (4) に掲げる経歴については、関連文書等を添付すること。

< 提出方法 >

郵送に限る。(封筒の表面に、「任期付職員(男女間暴力対策課暴力対策専門職) 応募書類」と朱書きのこと)

< 書類送付及び問合せ先 >

〒1 0 0 - 8 9 1 4 東京都千代田区永田町 1 - 6 - 1

内閣府男女共同参画局総務課総務担当補佐 担当：内野

電話番号 0 3 - 5 2 5 3 - 2 1 1 1 (内 3 7 5 0 3)

< 提出期限 >

令和 9 年 1 1 月 1 3 日 (金) 必着

※ 応募書類の提出に応じ、締切り前であっても随時面接を行わせていただきます。

1 3. 選考方法

1 次選考：書類選考

2 次選考：面接

※ 1 次選考(書類選考)の結果、2 次選考(面接)を行うことになった方にのみ、2 次選考(面接)の日時・場所等をご連絡いたします。

※ 応募書類は、返却いたしません。選考のみに使用し、使用後は責任をもって廃棄いたします。

1 4. その他

(1) 応募の秘密については、厳守いたします。

(2) 最終的に採用内定者に選考された場合、現在職に就いている方は、採用時に当該所属先から原則退職していただく必要があります(休職は不可)。

(3) 採用内定後、卒業証明書及び過去に在籍した会社等の在職証明書を提出していただきます。

(4) 採用後はマイナンバーカードを身分証として使用することとしていますので、あらかじめカード取得の手続きをしていただくこととなります。

以 上